

1 条例に基づく品質表示基準における「調理冷凍食品」の現行規定

| 品目 | 表示事項 | 表示方法 |
|---|-----------|--|
| 調理冷凍食品 (食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)別表第19に掲げる調理冷凍食品を除く) | 1 原材料配合割合 | 1 原材料配合割合は、商品名に原材料の一部の名称が付けられた製品にあっては、当該原材料の配合時の標準配合比をパーセントの単位で単位を明記して表示すること。 ただし、内容量を数量で表示する製品にあっては、その表示を省略することができる。 |
| | 2 使用上の注意 | 2 使用上の注意は、解凍、調理方法等を表示すること |

2 食品表示基準の一部改正(調理冷凍食品:令和8年4月1日施行)

(1) 調理冷凍食品にかかる改正内容(=調理冷凍食品にかかる既存規定の全削除)

食品表示基準別表第3(食品の定義)の項の削除並びに別表第4(横断的義務表示事項に係る個別ルール)、別表第19(加工食品の個別的義務表示)、別表20条(表示の様式・方法)及び別表第22条(表示禁止事項)の「調理冷凍食品(冷凍フライ類、冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ、冷凍春巻、冷凍ハンバーグステーキ、冷凍ミートボール、冷凍フィッシュハンバーグ、冷凍フィッシュボール、冷凍米飯類及び冷凍めん類に限る。)」の項の削除

(2) 改正理由

○保存温度や流通形態により、表示内容が異なっており、一部の品目だけに課せられた表示ルールがあると消費者が商品選択時にわかりづらいこと。

○まがいもの防止や消費者への情報提供の観点から個別品目ごとのルールが活用されてきたが、現在は「横断的な表示基準」が策定されており時代とともにその役割が終了してきてること。

※横断的な表示基準(一般用加工食品にかかるもの)

- ・名称 　・原材料名 　・添加物 　・内容量又は固形量及び内容総量
- ・消費期限又は賞味期限 　・保存方法 　・アレルゲン
- ・原料原産地名(輸入品以外の加工食品)
- ・食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

3 品質表示基準（別表）の指定品目と表示事項一覧（包装されたもの）

| 品目 | 表示事項 | |
|--------------------|--|-----------------------|
| | 大阪市消費者保護条例 | 食品表示法 |
| 蒸しかまぼこ類及び焼き抜きかまぼこ類 | 1.でん粉含有率 2.原材料配合割合 | 1.名称 2.原材料名 |
| 調理冷凍食品 | 1.原材料配合割合 2.使用上の注意 | 3.内容量 4.消費期限又は賞味期限 |
| 焼肉のたれ類 | 使用上の注意 | 5.保存方法 6.製造業者名 など |
| 鶏卵 | 卵重区分 | 1.名称 2.原産地 など |
| 生めん類 | なま、ゆで、むし等の区別 | |
| つくだ煮及び煮豆 | 使用上の注意 | 1.名称 2.原材料名 |
| 緑茶 | 取扱上の注意 | 3.内容量 |
| カレールウ | 使用上の注意 | 4.消費期限又は賞味期限 |
| インスタントコーヒー | 使用上の注意 | 5.保存方法 |
| ふりかけ類 | 使用上の注意 | 6.製造業者名 など |
| カットフルーツ | 加工年月日 | |
| ラップフィルム | 1.品名 2.原材料名 3.添加物名 4.寸法 5.耐熱温度 6.耐冷温度 7.使用上の注意 8.事業者の氏名又は名称及び住所 | |